



平成 30 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 昌 宏
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 31 年 2 月に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を召集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 12 月 31 日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日：平成 30 年 12 月 31 日（月）
- (2) 公告日：平成 30 年 12 月 14 日（金）
- (3) 公告方法：電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.eneres.co.jp>

2. 本臨時株主総会の開催予定時期及び付議議案等について

平成 30 年 11 月 6 日付で公表しました「KDD I 株式会社及び電源開発株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、KDD I 株式会社及び電源開発株式会社（以下「公開買付者ら」といいます。）は、公開買付者らによる当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者らが本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けにおける応募普通株式の総数が基準株式数（18,020,200 株）以上であることを条件に、当社の株主を公開買付者らのみとするために、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を平成 31 年 2 月頃に開催するように当社に要請する予定とのことです。

その場合、当社は、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上